

第32回あきる野市都市計画審議会議事録

日時：平成31年2月15日（金）

午後3時30分から

午後4時00分まで

場所：あきる野市庁舎5階 504・505会議室

あきる野市都市計画審議会

第32回あきる野市都市計画審議会議事録

平成31年2月15日（金）

午後3時00分から

午後4時00分まで

あきる野市庁舎5階

504・505会議室

出席者 委員 町田修二会長、甲野富和委員、宮田明委員、奥秋利郎委員、たばたあずみ委員、辻よし子委員、増崎俊宏委員、村野栄一委員、三枝司佳委員（代理 交通課長 瀬戸紀氏）、大木島実委員（代理 警防課長 北原広行氏）、奥秋聡克委員、船橋拓寿委員、網代和夫委員

市（事務局） 清水都市整備部長、有馬都市計画課長、井上主事（計画係）、
峯尾主事（計画係）
（環境経済部） 吉澤環境経済部長、内倉生活環境課長
（西秋川衛生組合） 森田次長、天野係長

議事日程

1 開 会

2 議 事

諮 問

秋多都市計画汚物処理場の変更について（あきる野市決定）

3 閉 会

事務局

本日は、大変お忙しいところ、第32回あきる野市都市計画審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

ただ今から、第32回あきる野市都市計画審議会を開催いたします。

それでは、お手元に配布しております日程に基づきまして、進行をさせていただきます。

現在、参集いただいている委員さんは13名でございます。あきる野市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づき、会議は成立しております。

本日の出席ですが、福生警察署長、三枝 司佳様におかれましては、福生警察署 交通課長、瀬戸紀様に出席をいただいております。

また、東京消防庁 秋川消防署長、大木島実様につきましては、秋川消防署 警防課長、北原広行様に出席をいただいております。

坂本委員、松村委員におかれましては所要により欠席のご連絡をいただいております。

事務局

申し遅れましたが、本日、司会を務めます都市計画課長の有馬でございます。よろしく申し上げます。

また、本日諮問させていただきます案件の担当部署の職員の同席を求めておりますので、紹介させていただきます。

環境経済部長の吉澤でございます。生活環境課長の内倉でございます。西秋川衛生組合事務局次長の森田でございます。同組合の天野でございます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

はじめに、先日配布させていただきました「第32回あきる野市都市計画審議会諮問資料」と、本日、お手元に配付させていただきました、A4版1枚の日程となります。

それでは、これより、議事に入ります。

議事進行につきましては、あきる野市都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、会長が議長になっておりますので、会長よろしく願いいたします。

会長

それでは、日程に基づいて、議事を進めさせていただきます。あきる野市都市計画審議会運営要領第13条第3項では、会議録の署名について議長及び議長が指名する委員となっておりますので、指名するに当たっては、名簿順に指名させていただきますので、よろしく願いいたします。

本日の署名人は、奥秋利郎委員にお願いいたします。

それでは、議事に移ります。市長から諮問のありました「秋多都市計画汚物処理場の変更」を審議いたします。事務局の説明を求めます。

生活環境課長

それでは、秋多都市計画汚物処理場の変更につきまして、私、生活環境課長の内倉より説明させていただきます。

恐れ入りますが、お手元の資料A3横の計画図をご覧ください。

はじめに、施設の位置でございますが、市の東南にあります玉見ヶ崎土地区画整理事業地内に位置し、施設周辺は、工業系の土地利用が図られております。

既存の施設の区域は、ご覧いただいております、計画図の黄色で塗られた区域と朱色で塗られた区域を合わせたものでございますが、今回施設の建替えに合わせまして、朱色の区域に変更するものでございます。

次に、変更内容について説明いたします。恐れ入りますが、お手元にありますA4横の資料の新旧対照表をご覧ください。

まず、はじめに、面積の欄になりますが、現在の面積約2.2ヘクタールを0.45ヘクタールに変更するものでございます。

次に、備考欄でございますが、1日当たり処理能力を200キロリットルから24キロリットルに変更するものでございます。

続きまして、今回の変更理由でございますが、お手元の理由書の通りとなりますが、これまでの経緯等を含め、補足説明をさせていただきます。

まず、汚水処理場の管理及び運営につきましては、あきる野市のほか、日の出町、奥多摩町、檜原村で構成する一部事務組合であります、西秋川衛生組合で行っております。

これまでの施設につきましては、都市計画区域の決定以前から供用し、土地区画整理事業の計画に併せて、昭和48年に都市計画決定を行っております。

これまでの施設につきましては、経年的な老朽化が進むとともに、昭和60年代から、公共下水道の普及が進んだことにより、施設規模の過大化が問題となっております。

このことから、将来人口及び生活排水処理の動向、並びに生活様式の変化などを考慮しまして、施設の更新を行うとともに、廃棄物行政の適正な運営につなげるものでございます。

施設の更新にあたりましては、これまでの処理量の縮減等により、施設規模を縮小することが可能となったことから、施設の区域を今回変更するものでございます。

施設の更新につきましては、旧施設を稼動しながら建設工事を行ってまいりましたが、平成31年の3月には、解体や外構など全ての工事を完了させる予定となっております。

都市計画の変更に関する説明は、以上でございます。

ただ今説明させていただきました、都市計画の変更案につきまして、平成31年1月15日から29日までの2週間、都市計画法第17条に基づく縦覧に供したところ、

意見書の提出はございませんでした。

説明は以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手にてお願いします。

委員

三点ほどあります。一点目ですが、私たちの任期前にご説明があったのかもしれませんが、すでに工事が始まっていて今年の3月には完了するという事なんですから、都市計画の変更は工事の始まる前に行うべきなんじゃないかなと思います。それが今の時期になった理由を教えてください。

生活環境課長

ご説明いたします。今、委員さんがおっしゃいましたように、平成28年12月21日に開催されました、第28回都市計画審議会のなかでこの事業につきまして事前説明をさせていただいております。

市としましても、事業に着手する前に審議会に諮った上で都市計画変更を行う必要があるのではないかという考えもございました。しかし、新施設の建設中は既存施設を継続して稼働する必要があることから、事前に都市計画変更をして、面積を縮小してしまいますと、稼働中の既存施設が都市施設の面積をはみ出して建っている状態になってしまうため、東京都の関係各課と協議をさせていただきました。協議の結果、新施設が稼働して、旧施設の解体等が済んだ後に計画変更を行えばよいとの回答を得ましたので、本日の審議会にお諮りすることになりました。

委員

よくわかりました。ありがとうございました。

二点目の質問になりますが、旧処理施設と新処理施設とで何が違うかということなんですけれども、ひとつは処理能力を縮小したということだと思います。

もうひとつは機能として、古いものと新しいものは機能が違うのかなというところなんですけれども、西秋川衛生組合の公共施設等総合管理計画これを見ますと、次のように書いてあります。新たな施設は有機性廃棄物も合わせて処理し、さらに資源化を行う汚泥再処理センターとして下水道濃縮汚泥の処理を行い、汚泥の助燃材としての循環利用も可能な施設であると。

要するに、今まではある程度の汚泥の処理をした後に民間のリサイクル工場に出していたみたいなんですけれども、それが、自前でできるようになるということだと思いますけれども、施設の機能が変わる場合、単に小さくしたというわけじゃなくて、助燃材として使うためにより乾燥できるような、新しい機械になるということだと私は

理解しています。

そうだとすると、騒音や臭気だとか、周りへの環境影響といったところが変わることがあるのかどうか。私の理解が正しいのかどうかも含めてお答えいただきたいと思っています。

西秋川衛生組合事務局次長

お答えいたします。まず、縮小した理由ですが、確かにし尿浄化槽汚泥の搬入量が減少したことがございますのと、玉美園の施設が昭和40年代に竣工されておりまして、古いものでは40年を過ぎており、新しいものでも20年を過ぎているということで、老朽化が進んでいるというのが、一つの要因でございます。

それから、汚泥再生処理施設にしたということなんですけれども、これは一般家庭等から排出されるし尿及び浄化槽汚泥を、委員さんが先ほど言われておりましたように、含水率を70%以下に抑え助燃材化するという機械を導入いたしまして、助燃材化した汚泥を五日市のごみ処理施設へ運び、燃料として再利用することができるような施設にしたということであります。

環境への影響につきましては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例等によりまして、毎年、臭気、騒音、振動、それから放流水等の測定を行いましていずれも基準値を下回っているというところでございます。その結果につきましては、毎年地元で行われます、公害防止協議会のなかで報告をしております。

以上でございます。

委員

環境への影響がどう変わったかというのはわからなかったですが、いずれにしても規制の範囲内で問題はないということで理解しました。

三点目の質問になります、同じく総合管理計画の中で、この事業により不要になった土地は売却を含めた有効活用を図っていくと書かれています。今後、企業誘致を進めるのか、土地を売却するのか、どうしていくのかが気になるところです。

お聞きしたいのは、主体は当然西秋川衛生組合としてやっていくと思うのですが、あきる野市の中の土地なので、あきる野市の都市計画との整合性を図ったりということに関して、どちらが主体になってどのような形で進むのかというのが見えないんですけれども、その辺を教えていただければと思います。

生活環境課長

お答えいたします。今後売却に向けて構成市町村と協議を行っていくことになっていくと思いますが、用途地域が準工業地域となっていることと、都市計画マスタープランにおきまして、産業ゾーンに位置付けられていることから、企業の誘致を進めていくことになるかと思っております。その際には環境に影響を与えることが少ない企業を誘致することが望ましいと考えております。

委員

お聞きしたかったのは、企業の公募ですとか、選ぶ時の基準ですとかを西秋川衛生組合主体で進めていくのか、市と一緒に進めていくのか、進め方を知りたいんですけども。

西秋川衛生組合事務局次長

ただ今のご質問なんですけれども、所有は西秋川衛生組合ではありますが、今後は組合と構成市町村で委員会を設置しまして、詳細について検討していきたいと考えております。今は売却の方向しか決まっておられませんけれども、詳細は検討委員会のなかで検討していきたいと考えております。

委員

構成市町村と西秋川衛生組合で土地利用検討のために新しく委員会を立ち上げるということですね。わかりました。

会長

ほかにございますか。

委員

都市計画決定の変更につきまして、構成市町村との関係はどうなっていますか。

このあきる野市の都市計画審議会を経て決定され、ほかの構成市町村ではなにもないということでしょうか。

都市計画課長

ただ今のご質問でございますが、結果から申し上げますと、本日のあきる野市都市計画審議会の審議を経まして、あきる野市が変更の告示をかけるということでございます。

檜原村、奥多摩町に関しましては、都市計画区域外でございまして、いわゆる都市計画審議会というものを持っておりません。日の出町さんは秋多都市計画ということで同じ都市計画区域にございまして、都市計画の変更に関しましては、当該行政区域内である市町村が決定をする。もしくは広域的に、例えば東京都が決定権限を持っていれば東京都が決定することになるのですが、区市町村決定のものにつきましては、当該行政区域内にある施設に関しましては行政区域内で変更を行うということでございます。以上でございます。

委員

武蔵野市も同じように縮小して施設を変えるということがあったようなんですけども、武蔵野市の場合には、構成団体が全て市なので、都市計画審議会を持っているので、すべての都市計画審議会に諮るといようなことが書いてありましたので、

檜原村や奥多摩町は都市計画審議会を持っていないので、そういう事情もあってあきる野市のみで審議会を行うという理解でよろしいでしょうか。

都市計画課長

ひとつは都市計画というのが地域主権等で権限移譲があるなかで、この辺の取り扱いに関しましては、基本的には事前に各自治体間で事務的な調整をさせていただきながら、諮問案件という形でありまして、あきる野市都市計画審議会で諮問しなければならないというところでもあります。その他の自治体においても都市計画審議会に諮るべきであるということになりますと、報告とかそういう形のなかで、諮問自体にはならないと思うんですけれども、案件ごとに事務局調整をしております。そういったところで今回はあきる野市だけが都市計画審議会を開催させていただいたという運びになっております。以上でございます。

会長

都市計画の決定権限はあくまでも当該の市が持っているものであります。関係する市や村があるとするとそこに対しては決定権限を持っている行政庁から意見照会をするような行為をとって、ご意見をいただいて、当該の行政庁が決定をするというような仕組みになっております。

委員

わかりました。

会長

他にございますか。

無いようなので、以上で質疑を終了させていただきます。

それでは、本案につきましてご異議なしの方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長

それでは、本案に対して異議がないものと認めます。

私のほうから、後ほど「秋多都市計画汚物処理場の変更について」、原案のとおり異議のない旨を市長に答申いたしますのでよろしくお願いたします。

議事につきましては、以上で終了いたします。

本日の議題はすべて終了いたしました。

円滑な議事進行にご協力いただきありがとうございました。

以後、進行を事務局にお返しします。

事務局

町田会長様、議事の進行をいただきありがとうございました。
委員の皆様におかれましては、慎重なご審議を賜り、ありがとうございました。
これをもちまして、本日の審議会を閉会させていただきます。